

さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市地域生活支援事業実施要綱（平成18年告示第897号）第2条第3号に規定する日常生活用具給付等事業に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この事業は、重度の障害児者に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付し、若しくは貸与すること等（以下「給付等」という。）により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「障害児者」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項の規定による児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律37号）第12条第1項の規定による知的障害者更生相談所により、知的障害と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第5条に規定する精神障害者
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年11月7日法律第123号）第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者

2 この要綱において、「障害児」とは、前項に規定するもののうち18歳未満の者をいう。

3 この要綱において、「障害者」とは、前項に規定するもののうち18歳以上の者をいう。

4 この要綱において、「保護者」とは、児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。

(用具の種目等)

第4条 給付等に係る用具の種目、品目、区分、対象者及び性能等は、別表1に定

めるとおりとする。

(給付等対象者)

第5条 給付等を受けることができる者は、市内に居住する在宅の障害児者又は市長が別に定める者のうち、前条の規定による対象者に該当する者であって、真に用具を必要とする者とする。

2 既に給付を受けた用具と同一の品目の用具の再交付に係る申請をする場合は、前回の支給日より別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。

ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りではない。

また、当該期間を経過した後においても、修理不能の場合若しくは再交付の方が部品の交換よりも真に合理的・効果的であると認められる場合又は操作機能の改善等を伴う新たな機器の方が障害児者の用具の使用効果が向上する場合に限り、再交付することが可能であるものとする。

3 用具の貸与を受けることができる者は、第1項の規定による障害児者であって、所得税非課税世帯に属する者とする。

4 その他、給付等にあたり、判断が困難な場合には、さいたま市障害者更生相談センターに助言を求めることができる。

(申請)

第6条 給付等を受けようとする障害者又は障害児の保護者(以下、「障害者等」という。)は、日常生活用具給付等申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。なお、ストマ用装具、紙おむつ等又は人工鼻に係る申請の場合には、4か月分を一括して申請することができる。

2 前項の申請書を提出する際には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 給付を希望する用具の見積書
- (2) 別表2に掲げる世帯区分及び負担上限額の算定のために必要な事項に関する書類
- (3) 住宅改修申請の場合は、工事図面及び改修工事見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、内容を審査の上用具の

給付等の適否を決定するものとする。

- 2 市長は、給付等（用具を貸与した場合を除く。）を決定したときは日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）を申請者に送付し、日常生活用具給付券（様式第3号）を交付するものとする。

また、用具の貸与の場合は日常生活貸与決定通知書（様式第4号）を申請者に送付するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定に加え、点字図書の給付の申請を受理したときは、内容を審査の上給付の適否を決定し、給付が適当と認めるときには、併せて点字図書発行証明書（様式第5号）を交付するものとする。

- 4 市長は、給付等をしないことを決定したときは、日常生活用具給付等却下通知書（様式第6号）を申請者に送付するものとする。

（実施形態）

第8条 給付等を行う場合は、用具の製作者若しくは販売業者又は点字図書給付対象出版施設等（以下「業者」という。）を介して行うものとする。

（用具の貸与期間）

第9条 用具の貸与期間は、貸与を受けた者が、対象者でなくなったとき又はその他の事由により当該用具を必要としなくなったときまでの期間とする。

（費用の負担）

第10条 用具の給付を受けた場合の障害者等の費用負担は、別表1に掲げる基準額（当該用具の購入に要する費用が別表1に掲げる基準額を下回る場合にはその額とする。以下、「基準額等」という。）の100分の10とし、当該費用を直接業者に支払わなければならない。ただし、点字図書の給付を受けた場合の費用負担は、一般図書の購入価格相当額とする。なお、費用負担について、1円未満の端数は切り上げるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同一の月における障害者等の費用負担が別表2に掲げる額を超えるときは、別表2に掲げる額をその月における障害者等の費用負担とする。

- 3 用具の貸与は、無償とする。

（費用の請求）

第11条 業者は、基準額等から前条の規定により障害者等が業者に支払った額を

控除した額を、市長に請求するものとする。なお、住宅改修にかかる請求の場合は、業者は当該改修前後の写真を市長に提出しなければならない。

(使用の制限)

第12条 用具の給付を受けた者は、当該用具を給付等の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したときは、当該給付に要した費用の一部若しくは全部又は貸与した用具を返還しなければならない。

(台帳の整備)

第13条 市長は、用具の給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付・貸与台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(適用)

2 第5条第2項の規定は、さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱(平成13年さいたま市告示40号)に基づき給付が行われた世帯についても適用する。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、改正前のさいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱および廃止前のさいたま市身体障害児者日常生活用具(補助具)給付事業実施要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

3 この要綱の施行の日から当分の間、別表2に定める世帯区分のうち、低所得1、低所得2及び一般(市町村民税所得割の額が10万円未満の場合に限る。)についての月額負担上限額は、次のとおりとする。

(ストマ用装具以外の品目)

低所得1及び低所得2：0円

一般(市町村民税所得割の額が10万円未満の場合)：9,300円

(ストマ用装具)

低所得1及び低所得2：0円

一般（市町村民税所得割の額が10万円未満の場合）：500円

（読み替え）

- 4 前項において、「市町村民税所得割の額が10万円未満の場合」とあるのは、平成19年7月1日より「市町村民税所得割の額が16万円未満の場合」と読み替えるものとする。

（廃止）

- 5 さいたま市身体障害児者日常生活用具（補助具）給付事業実施要綱は廃止する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

別表2

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額(円)	
		ストマ用装具又は紙おむつ等以外の品目	ストマ用装具又は紙おむつ等
生活保護	生活保護受給世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による <u>支援給付受給世帯</u>	0	0
低所得1	市町村民税 <u>非課税世帯</u> (障害者等の収入が80万円以下)	15,000	500
低所得2	市町村民税 <u>非課税世帯</u> (障害者等の収入が80万円を超える)	24,600	1,000
一般	市町村民税 <u>課税世帯</u>	37,200	2,000

※1 18歳以上の障害者の「世帯」の範囲は「障害者及び同一の世帯に属する配偶者」とする。

※2 低所得1、低所得2又は一般のうち、その属する世帯区分の月額負担上限額まで費用負担をすることにより、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者となる者で、当該世帯区分以外の月額負担上限額を適用することにより要保護者とならない場合においては、要保護者とならない世帯区分として取り扱うことができる。

○さいたま市地域生活支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第897号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 市は、地域生活支援事業の実施について（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1 地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業
- (6) その他の事業

(事業の連携等)

第3条 市は、他の市町村等と連携し、事業を広域的に実施することができる。

2 市は、事業の全部又は一部を他の団体等に委託して実施することができる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(更生訓練費支給要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) さいたま市更生訓練費支給要綱（平成13年さいたま市告示第38号）
- (2) さいたま市施設入所者就職支度金支給要綱（平成13年さいたま市告示第39号）

- (3) さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱（平成13年さいたま市告示第40号）
- (4) さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第49号）
- (5) さいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第50号）
- (6) さいたま市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第70号）